

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について

【対象者(1から4のすべてに該当する方)】

1 勤務先から給与の支払いを受けている方

2 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

※勤務先の都合による休業、家族の看病等による休業、無症状の濃厚接触者として待機していた場合は対象となりません。

3 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方

4 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×(労務に服することができない期間の日数-3日間)

【支給適用期間】

令和5年3月31日まで(「令和4年12月31日まで」から延長しました)

【申請に必要な書類】

下記の1から3をご提出ください。

※各種申請書は、茅野市のホームページ(QRコード)からダウンロードいただけます。

1 国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)

2 国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

※当面の間、臨時的な取り扱いとして、被保険者の医療機関の受診の有無にかかわらず、事業主記入欄に事業主の証明が必要です。

3 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

※事業主に作成を依頼してください。

なお、医師が記入する申請書は、臨時的な取り扱いとして不要とし、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を申請書(被保険者記入用及び事業主記入用)で事業主に証明していただくことにより、労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとします。

各種申請書は
こちらから!



「医療費のお知らせ」をお送りします

国民健康保険制度の役割を理解していただくとともに、健康の大切さについて関心を高めていただくことを目的として、医療費等の総額や自己負担額、受診日数、受診医療機関等の名称(柔道整復師の氏名)などを記載した「医療費のお知らせ」をお送りしています。「医療費のお知らせ」が届きましたら、受診内容等をご確認ください。

●令和4年1月～5月診療分……令和4年8月に発送済(再発行可)

●令和4年6月～10月診療分……令和5年2月に発送

令和5年から、医療費のお知らせは、年1回の通知に変更になります

※令和4年11月診療分～令和5年10月診療分は、令和6年2月頃に発送予定です。

「医療費のお知らせ」は、確定申告でご利用になる場合、「医療費控除」の明細書に添付して使用できる場合があります。医療費控除の申告をする方は大切に保管してください。

ただし、医療費通知は診療を受けた月から3、4か月後(審査機関での審査等を行った後)でないとい作成できないため、確定申告の時期に間に合わない11月から12月診療分につきましては、領収書を基に「医療費控除」の明細書の作成をお願いします。医療費控除の申告手続きの詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。